

News Release

令和 8 年熊本地震にかかる共済金支払状況等について（令和 8 年 9 月 30 日現在）

このたびの令和 8 年熊本地震によって被災された皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。皆さまの一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 村山 美彦）では、被災地域の一日も早い復旧・復興のお役に立てるよう、全国規模の広域査定支援体制を確立し、J A と共に、迅速かつ適正な損害調査および共済金のお支払いに向けて取り組んでおります。

このたび、9 月 30 日現在の令和 8 年熊本地震にかかる共済金支払状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 建物更生共済における損害調査状況および共済金支払状況（令和 8 年 9 月 30 日現在）

県 名	事故受付件数	調査完了件数（進捗率）	共済金支払件数	支払共済金
熊本県	64,962 件	64,265 件（98.9%）	48,857 件	692.3 億円
その他の被災県	1,586 件	1,586 件（100.0%）	451 件	2.5 億円
合 計	66,548 件	65,851 件（98.9%）	49,308 件	694.8 億円

※ 「その他の被災県」は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県の合計となります。

2. 全国規模の広域査定支援体制の確立・展開

迅速な損害調査・共済金のお支払いに向け、全国規模の広域査定支援体制を確立し、被災地域の J A 職員、J A 共済連の県本部損害査定員に加え、被災地域以外の都道府県本部および全国本部の損害査定員延べ 137 名を熊本県に派遣し、損害調査を実施しました。

引き続き全国本部職員延べ 39 名を熊本県に派遣し、調査が完了した事案の支払処理等を実施しております。

J A 共済は、これまで培ってきた大規模自然災害の経験を生かし、組合員・利用者の皆さまに一日も早く共済金をお届けするため、総力を挙げて取り組んでおります。

※ 今後も適宜、共済金支払状況の進捗をニュースリリースにて発信してまいります。

以 上

【参考資料】令和8年熊本地震にかかるJA共済の対応等について

※ 詳細はニュースリリース[No.08-10＜8月10日発表＞](#)、[No.08-11＜8月13日発表＞](#)、[No.08-15＜9月3日発表＞](#)をご覧ください。

1. 損害調査にかかる取組み【既報】

（1）対面による損害調査の実施

被災された組合員・利用者・契約者の皆さまにご安心いただくとともに、迅速かつ適正な損害調査を実施するため、JA職員およびJA共済連職員が被災家屋を一軒一軒訪問することを基本に、ご契約者・被共済者の立会いのもと、損害調査を実施しております。

（2）鑑定人の派遣

特殊物件等の損害調査を進めるため、外部鑑定会社所属の鑑定人30名を熊本県に派遣しており、一部の鑑定会社ではドローンの活用等も行っております。

（3）各種システム等の活用

ご契約情報や被災状況等を地図上で確認できる地図システムや人工衛星の画像等で損害状況を把握のうえ、タブレット型端末機（Lablet's）を活用し、効率的な損害査定を行うことで、迅速な共済金のお支払いに向けて取組みを進めております。

2. 災害シート・災害キットの無償配布【既報】

地震により、ご自宅などに被害を受けられた一定の条件を満たすJA共済のご契約者に対して、災害シート・災害キット（マスク、軍手、タオル）を無償配布しております。



災害シート



災害キット

3. 被災されたご契約者等への対応について【既報】

（1）共済金・給付金等の請求手続きの簡素化

災害救助法が適用された地域のJAのご契約者・ご利用者で、このたび被災された方々に対して、共済金請求の各種事務手続きの際、必要書類の一部を省略させていただく等、共済金・給付金等の請求手続きの簡素化を実施し、迅速なお支払いに努めております。（具体的なお手続きについては、共済金ご請求等の際にご案内いたします。）

(2) 入院共済金等のお取扱い

医療機関自体が被災し、本来必要な入院等ができないケース等が想定されますので、以下に該当する場合であっても、入院共済金等のお支払いができるお取扱いを実施いたします。

対象共済種類	生命共済、傷害共済、建物更生共済（傷害共済金）
お取扱いの例	① 災害により、本来必要な入院が一定期間中断した場合 ② 本来入院が必要な状態であったが、災害により入院できず自宅・避難所等での療養を余儀なくされ、その後入院した場合 ③ 災害による病院閉鎖等により本来必要な入院期間の治療を受けることができず、早期に退院を余儀なくされた場合 ④ 災害により災害入院をされ、請求に必要な診断書が取得できない場合

(3) 共済契約上の特別措置について

令和8年熊本地震が「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定されたことにより、共済約款上で定められた期限内にお申込みやお手続き等をいただくことが困難な場合、その期限を延長いたします。

対象の共済契約	①「令和8年熊本地震にかかる災害救助法の適用地域」を地区とする農業協同組合または全国共済連を共済者とする共済契約 ②「令和8年熊本地震にかかる災害救助法の適用地域」に居住する共済契約者等の共済契約
お取扱いの例	・共済掛金払込猶予期間の延長 （例：生命総合共済、建物更生共済等の共済掛金の払込猶予期間の延長） ・引継契約又は共済の目的の入替に関する特別措置 （例：自動車共済における自動車の譲渡や廃車に伴う車両入替のお手続きの猶予） ・自動車共済契約の運転者の範囲により保障が限定されている共済契約に関する特別措置 （例：自動車共済における運転年齢条件や家族限定保障特約を変更するお手続きの猶予）

※ お取扱いの実施内容は、[No.08-11＜8月13日発表＞](#)を参照ください。

(4) 共済証書貸付の金利免除について

新規（追加借入を含む）の共済証書貸付について、次のとおり金利免除を行います。

対象者	令和8年熊本地震により被災し、災害救助法適用地域（※）に居住されているご契約者さま
金利	年利 0.0%
上記金利適用期間	共済証書貸付期間と同じ（貸付日から最長1年間）
借入請求日	令和8年7月28日から令和8年10月31日まで

※ 対象地域は、内閣府ホームページ「災害救助法の適用状況」に掲載の、「令和8年熊本地震にかかる災害救助法の適用について」をご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html（外部リンク）

<参考>過去の大規模自然災害にかかる共済金お支払額について

過去的主要なお支払い※		
① 平成7年1月 阪神・淡路大震災(兵庫・大阪・京都ほか) 101,535件／ 1,188億円	② 平成16年9月 台風18号(山口・熊本・福岡ほか) 284,564件／ 1,083億円	③ 平成23年3月 東日本大震災(宮城・福島・岩手ほか) 684,885件／ 9,378億円
④ 平成28年4月 熊本地震(熊本・大分・福岡ほか) 94,228件／ 1,487億円	⑤ 平成30年9月 台風21号(大阪・愛知・和歌山ほか) 231,701件／ 1,174億円	⑥ 令和元年10月 台風19号(神奈川・宮城・静岡ほか) 83,958件／ 1,016億円
⑦ 令和3年2月 福島県沖地震(福島・宮城・栃木ほか) 133,237件／ 1,098億円	⑧ 令和4年3月 令和4年福島県沖を震源とする地震 (福島・宮城・岩手ほか) 188,114件／ 1,560億円	⑨ 令和6年1月 令和6年能登半島地震 (石川・富山・新潟ほか) 123,468件／ 1,523億円

※平成7年以降に発生した、支払共済金額が1,000億円以上の自然災害を掲載しています。